

八戸市学校施設開放事業 利用の手引き

令和8年8月
八戸市教育委員会

目 次

【学校開放について】

- 1.目的
- 2.開放施設
- 3.利用団体の登録
- 4.個人情報の取扱いについて
- 5.学校開放の優先順位
- 6.利用申請の期間
- 7.利用申請枠
- 8.利用団体の決定
- 9.学校備品の使用等
- 10.開放の期間及び時間等
- 11.手続きについて

【利用上のルール】

- 1.学校開放の適切な利用について(遵守事項)
- 2.施設利用時の事故等の対応について
- 3.施設利用時のマナーについて
- 4.ペナルティ措置について

【巻末資料】

- 1.開放施設について(別紙)
- 2.その他
 - ・各 URL
 - ・お問合せ先
 - ・八戸市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則
 - ・八戸市学校施設開放事業実施要綱
 - ・関係法令
 - ・(別紙)様式集

【学校開放について】

1.目的

本市では、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放し、市民のスポーツ・レクリエーション活動及び社会教育活動の普及振興を図ることを目的とし、学校施設の開放を行っております。

令和8年5月1日利用分より当事業に係る事務手続きをオンラインで完結できるシステムを導入し、教育委員会での一括管理により、登録団体は全ての開放施設をご利用いただけるようになります。体育館等の鍵の管理には、スマートキーボックスを活用し、ワンタイムパスワードによるセキュリティの強化及び人を介さない鍵の受け渡しを可能とします。

2.開放施設

開放施設は、市立小学校 35 校及び中学校 14 校となります(令和8年5月1日現在)。
詳細については巻末資料(別紙)をご覧ください。

3.利用団体の登録

学校施設をご利用になる方は、事前の団体登録が必要となります。なお、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体であって、利用しようとする年度ごとに教育委員会へ申請し、承認を受ける必要があります。

- ① スポーツ・レクリエーション活動又は社会教育活動を目的とした団体であること。
 - ② 5人以上で構成され、その過半数が市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学する者であること。
 - ③ 団体の代表者が市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学する 18 歳以上の者(高等学校等在籍者を除く。)であること。
- ※ 登録事項に変更が生じたときは、速やかに、変更に係る事項を教育委員会に申請し、その承認を受ける必要があります。

<申請時の必要事項>

- ・代表者(氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号)・システムに登録するメールアドレス
- ・団体名・団体構成員(内訳、人数、名簿)・団体規約(ない場合は、活動内容等の詳細)

<翌年度の団体登録申請について>

前年度の 11 月1日よりオンラインにて受付を開始します。

<登録者名簿記入要領>

- ・団体における役職名(代表・監督・コーチ・連絡担当者・メンバーなど)を記入してください。
- ・氏名をフルネームで記入してください。
- ・登録する(利用する)年度の4月1日時点の年齢を記入してください。
- ・小学生、中学生、高校生、専門学生、高専学生、大学生の場合、登録する(利用する)年度の学年を記入してください。
- ・学校名又は勤務先を記入してください。※お勤め先等が無い場合は空欄可。
- ・八戸市在住の方は現住所を記入してください。

- ・市外在住の方で、八戸市内の会社等に在勤している方は、勤務先住所を記入してください。
- ・上記以外の方は、現住所を記入してください。

4. 個人情報の取扱いについて

学校施設のご利用に伴い、ご提供いただく個人情報につきましては、当事業の団体登録や緊急連絡時のみに使用するものとし、「八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例」に従い、適切に取り扱い、管理します。

5. 学校開放の優先順位

市立小・中学校の施設は、教育活動や学校行事はもとより、地域行事、地域活動等、様々な行事等に利用されています。このため、学校施設利用については、これらの行事等を最優先として、優先順位を次のとおりとします。下記の行事等による学校施設開放の休止については、随時予約システムの「お知らせ」にて公表します。

※緊急時には、既に予約がなされている場合でも、キャンセル処理を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ① 学校施設の改修工事や緊急修繕
- ② 教育活動及び教育活動の延長(学校行事・行事に伴う準備等、部活動、PTA 活動等)
- ③ 公共団体において公用、公共用又は公益事業の用に供するとき
- ④ 学校施設開放事業(小・中学生を主な対象とした団体の夜間利用等)
- ⑤ 学校施設開放事業(大人を主な対象とした団体の夜間利用等)

6. 利用申請の期間

利用申請の期間は、次の利用団体区分に応じて異なります。

- (1) 小・中学生を主な対象とした活動を行う利用団体
利用希望日の属する月の3か月前の**3**日から利用希望日の3日前まで
- (2) 高校生以上を主な対象とした活動を行う利用団体
利用希望日の属する月の2か月前の**5**日から利用希望日の3日前まで

(例えば) 令和9年1月10日に利用したい場合

○小・中学生メインの団体

10月**3**日から1月7日まで利用申請(予約)が可能です。

○大人メインの団体

11月**5**日から1月7日まで利用申請(予約)が可能です。

7. 利用申請枠

1団体につき、1か月の利用上限枠数は12枠となります。

※学校ごと、施設ごとではありませんのでご注意ください。

8. 利用団体の決定

先着順で決定となります。

9. 学校備品の使用等

➤ 学校備品の使用

学校備品の使用については、体育館備え付けのバスケットゴール、バレーボールの支柱・ネット、卓球台、バドミントンの支柱・ネットなど、「使用禁止」表示がないものに限り、使用できます。なお、各種競技用ボールにつきましては、使用禁止です。その他活動に必要な備品や道具等は、原則として、各団体で用意するようにしてください。使用できる備品については学校ごとに異なります。

➤ 学校施設や備品の修繕等

学校備品を破損・故障させた際は、学校教育に支障をきたす恐れがありますので、次の平日のお昼までに必ず教育総務課(0178-43-2314)までご連絡ください。破損や故障の連絡がなく、原因者が特定できない場合は学校施設開放を停止する場合があります。万が一、利用者による破損や故障が生じた場合は、原因者負担となります。教育総務課の指示を仰ぎ、利用者の責任で速やかに原状回復してください。

➤ 公費により教育委員会が対応する事例

経年劣化を伴うもの等の利用者の責に帰することができない事由による損傷

➤ 利用者に対応する事例

- 利用者の誤った使用による学校備品の故障、破損
- 利用者が投げた又は蹴ったボールによる、窓ガラスや壁面の損傷等、利用者の起因による施設や備品等の損傷、破損(通常利用の範囲内であり、かつ経年劣化によりやむを得ない場合を除く)

10. 開放の期間及び時間等

学校施設開放の期間及び時間は、原則、次のとおりとします。ただし、開放校の事情により、開放期間及び開放する時間を変更する場合があります。なお、学校ごとの詳細は巻末資料(別紙)をご覧ください。

開放施設	開放期間	開放する時間
校庭	4月から11月までの土・日・祝日	午前8時から午後6時までのうち、愛好会・部活動・地域クラブ等の活動時間以外の時間
体育館	4月から翌年3月まで	午後7時から午後9時まで
柔剣道場	4月から翌年3月まで	午後7時から午後9時まで

また、上記にかかわらず、次に掲げる期間は開放を行いません。

- (1) 学校行事等において支障のある期間
- (2) 災害発生時の避難所として開設している期間
- (3) 選挙の投票所として開設している期間
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの期間

11. 手続きについて

システム移行後の各種手続きにつきましては、原則オンラインでのお手続きをお願いします。なお、団体の中にオンラインでの申請等が可能な方がいない場合は、八戸市庁本館5階教育総務課窓口にてお手続きすることも可能です。窓口へお越しいただく際は、事前予約(0178-43-2314)をお願いします。

【利用上のルール】

1. 学校開放の適切な利用について(遵守事項)

- (1) 利用許可を受けた団体以外の団体に権利を譲渡、転貸しないこと。
- (2) 利用時には必ず 18 歳以上(高等学校等の在籍者を除く。)の責任者を置くこと。
- (3) 複数の登録団体で練習試合等を行う場合は、代表の1団体が利用申請し、利用に係る一切の責任を負うこと。なお、システムにて予約する際に「使用目的」欄に「練習試合」を行う旨、記入すること。
- (4) 利用許可された場所以外に立ち入らないこと。
- (5) 屋内では、上履きに履き替えること。
- (6) 利用開始時の準備は開始時間以降、終了時の片付けは終了時間までに行い、利用許可時間外の利用をしないこと。また、利用後は、学校敷地内から速やかに退出すること。
- (7) 騒音防止を徹底し、近隣住民に迷惑をかけないこと。
- (8) 駐車場を利用するときは、決められた場所に車を止め、他の車の通行を妨げることをないように安全に配慮すること。自動車等の校庭への乗り入れ及び駐車は原則禁止。
- (9) 学校の敷地内で喫煙をしないこと。
- (10) 水分補給以外は、原則、飲食をしないこと。
- (11) 使用した道具や備品等は、元の場所に戻すこと。
- (12) 利用後は、トイレ、器具庫等を含め使用した場所を清掃し、ごみは持ち帰ること。ただし、体育館フロアは水拭きせずに、備付けのモップ等で乾拭きすること。
- (13) 責任者は、上記のほか鍵の閉め忘れ、照明の消し忘れ、窓の閉め忘れ、トイレの清掃、ごみ拾い等、全て確認してから退出すること。
- (14) 校庭利用後は、レーキやトンボなどで整地すること。
- (15) 雨で校庭がぬかるんでいるときは、使用しないこと。
- (16) 施設利用中にけが、盗難、その他の事故が発生したときは、教育委員会の責めに帰すべき場合を除き、その責めを負うこと。
- (17) 学校施設又は設備を損傷し、又は滅失した場合は、教育委員会の指示に従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をすること。
- (18) 八戸市小学校スポーツ活動・中学校運動部活動の指針に準じ、適切な休養日、活動時間に配慮すること。
- (19) 上記のほか、学校ごとに定めるルールを遵守すること。

(参考)八戸市小学校スポーツ活動・中学校運動部活動の指針より抜粋

○小学校期におけるスポーツ活動は、週あたり2日以上 of 休養日を設定する。平日は1日以上、週末のいずれかを休養日とする。平日の活動時間は、2時間以内とする。週末の活動時間は、3時間以内とする。

○中学校期における運動部活動は、週あたり2日以上 of 休養日を設定する。平日は1日以上、週末のいずれかを休養日とする。平日の活動時間は、2時間程度とする。週末の活動時間は、3時間程度とする。

2.施設利用時の事故等の対応について

- ① 利用中のけが、事故及び盗難などについて八戸市は責任を負いかねますので、安全確保や保険への加入は利用団体で対応してください。
- ② 利用中に生じた事故は、利用団体の責任で対応してください。また、緊急車両を依頼する事故等が発生した場合は、依頼後、教育総務課(0178-43-2314)若しくは八戸市代表(0178-43-2111)に報告してください。
- ③ 学校施設や学校備品、樹木、フェンス、床等を破損しないよう活動してください。利用時に学校施設や備品を破損・故障させた場合は、経年劣化を伴うもの等の利用者の責に帰することができない事由による損傷を除き、利用団体に原状復帰(弁償)していただきます。施設に破損等が生じた場合は、次の平日のお昼までに必ず教育総務課(0178-43-2314)までご連絡ください。
- ④ 施設利用中に近隣住民から苦情等があった場合は、団体代表者若しくは利用責任者が誠意をもって対応してください。また、内容について次の平日のお昼までに教育総務課(0178-43-2314)までご連絡ください。

3.施設利用時のマナーについて

- ① 騒音防止を徹底してください。学校の多くは住宅地にあり、早朝・夜間は音が響きますので注意してください。特に活動時及び活動終了後の送迎を待つ間の話し声等の騒音に十分配慮してください。
- ② 貴重品は各自で管理し、紛失や盗難等は、利用団体の責任で対応してください。
- ③ 活動に同伴された団体構成員以外の兄妹等や小さなお子様について、利用施設内外での危険行為等のない様、代表者及び保護者が責任をもって見守ってください。
- ④ 子どもたちや学校施設開放関係者等への暴力、暴言、各種ハラスメント等の行為や、スポーツの健全性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為は行わない様、留意してください。

4.ペナルティ措置について

上記【利用上のルール】を踏まえた上で、守られない場合、以下の使用停止措置を執り行います。違反等の指摘があった際には関係者(利用団体・学校管理者・指摘者等)に聞き取りを行い教育委員会が判断します。

➤ペナルティルール

- ・3点累積時、1か月間予約停止(執行されるまでに申請した予約は利用可能)
- ・1か月予約停止後、点数はリセットされる。
- ・累積された点数(1点、2点)については、最後の点数加算日から1年経過後リセットされる。

➤ペナルティ判断基準

(ア)団体間で利用権利の譲渡、転貸した場合	3点
(イ)予約申請の無い時間に無断利用	1点
(ウ)地域住民からの苦情	1点
(エ)備品の盗難や故意による施設や備品の破損	3点
(オ)虚偽の申告により、団体登録を行っていた場合	3点
(カ)施設の窓や扉等が未施錠の場合	1点
(キ)その他、目に余る行為等により処分相当と判断した場合	

1点～3点若しくは登録取消

【巻末資料】

1.開放施設について

別紙「開放施設一覧」参照

2.その他

■各 URL

【団体登録申請】八戸市電子申請サービス

<https://k3.p-kashikan.jp/kitakami-city/index.php>



【施設予約システム】まちがぎりモート

https://city.hachinohe.aomori.machikagi-remote.jp/users/sign_in



【八戸市ホームページ】「【新】学校開放施設予約システムについてのご案内」

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kyoikusomuka/21649.html>



確認の上、不明な点がございましたら下記お問合せ先までご連絡ください。

■お問合せ先■

八戸市教育委員会教育総務課 学校施設開放事業担当

〒031-8686

八戸市内丸一丁目1-1(八戸市庁 本館5階)

電話 0178-43-2314

受付時間:平日 8 時 15 分～17 時(土日祝日を除く)

メール:gakko_kaihou@city.hachinohe.aomori.jp

【八戸市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則】

昭和 50 年 8 月 26 日
教育委員会規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市民のスポーツ・レクリエーション活動及び社会教育活動の普及振興を図るため、学校施設を学校教育に支障のない範囲で計画的かつ継続的に開放することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学校施設 八戸市立学校の施設をいう。
- (2) スポーツ・レクリエーション活動 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 24 条に規定するスポーツ・レクリエーション活動をいう。
- (3) 社会教育活動 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 2 条に規定する社会教育に関する活動をいう。
- (4) 学校施設開放 学校施設をスポーツ・レクリエーション活動及び社会教育活動の普及振興のための事業の利用に供することをいう。

(教育委員会等の役割)

第 3 条 学校施設開放に関する事務は、八戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。

2 学校長は、学校教育に支障のない限り、学校施設の開放に努めるものとする。

3 学校教育及び社会教育に関する機関及び団体は、集団的な遊びの指導、安全指導その他学校施設開放の事業の運営に関し、協力するものとする。

(開放校の決定)

第 4 条 教育委員会は、学校施設開放の対象となる学校(以下「開放校」という。)を決定しようとするときは、あらかじめ当該学校長の意見を聞かなければならない。

(対象となる学校施設)

第 5 条 学校施設開放は、次の各号に掲げる学校施設のうち、開放校ごとの実情に応じて教育委員会が定めるもの（以下「開放施設」という。）を対象として行うものとする。

- (1) 校庭
- (2) 体育館
- (3) 柔剣道場

(学校施設開放の期間等)

第 6 条 学校施設開放の期間、日時その他運営については、教育委員会が別に定める。

(利用団体の登録)

第 7 条 学校施設開放において、開放施設を利用することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体であって、利用しようとする年度ごとにあらかじめ教育委員会の登録を受けたもの（以下「登録団体」という。）とする。

- (1) スポーツ・レクリエーション活動又は社会教育活動を目的とした団体であること。

- (2) 5人以上で構成され、その過半数が市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学する者であること。
- (3) 団体の代表者が市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学する18歳以上の者（高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。）の在籍者を除く。）であること。

2 前項の登録を受けようとする団体は、教育委員会に申請しなければならない。

3 登録団体は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに、変更に係る事項を教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

4 前2項に規定する登録の申請又は登録事項の変更に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（利用の許可）

第8条 開放施設を利用しようとする登録団体は、利用しようとする日の3日前までに教育委員会へ申請し、あらかじめ許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に当たって、管理上必要な条件を付けることができる。

3 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、開放施設の利用を認めない。ただし、第3号に該当する場合にあっては、小学生又は中学生を対象とした事業である場合に限り、その利用を認めることができる。

- (1) 政治活動のための利用であると認めるとき。
- (2) 宗教活動のための利用であると認めるとき。
- (3) 専ら営利を目的とする利用であると認めるとき。
- (4) 風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (5) 学校施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (6) 学校施設の管理に支障があると認めるとき。
- (7) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (8) その他教育委員会が不適當と認めるとき。

4 前3項に定めるもののほか、利用の申請及び許可に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（利用条件の変更等）

第9条 教育委員会は、前条第1項の規定による許可を受けようとする登録団体又は当該許可を受けた登録団体（以下「利用団体」という。）が当該利用につき、次の各号のいずれかに該当する場合は、開放施設の利用条件を変更し、又はその利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この規則又は利用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (3) 学校又は教育委員会が使用する必要が生じたとき。
- (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。
- (5) その他学校施設の管理運営上支障があると認められるとき。

2 前項の規定により利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消した場合において、当該変更、停止又は取消しにより当該登録団体又は当該利用団体に損害を及ぼすことがあっても、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。

（事故等の責任）

第10条 利用団体は、開放施設の利用中に事故が発生したときは、教育委員会の責めに帰すべき場合を

除き、その責めを負うものとする。

- 2 利用団体は、学校施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

(適用除外)

第11条 八戸市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和39年八戸市教育委員会規則第3号)

第27条から第35条までの規定は、この規則による開放施設の利用に関しては、適用しない。

(施行事項)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和50年9月1日から施行する。

附 則(昭和51年7月21日教委規則第15号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年2月28日教委規則第2号)

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日教委規則第26号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(令和8年2月18日教委規則第3号)

- 1 この規則は、令和8年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

八戸市学校施設開放事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八戸市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和50年八戸市教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(学校施設開放の期間及び時間等)

第2条 学校施設開放の期間及び時間は、次のとおりとする。ただし、八戸市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、開放校の意見を聞いて、開放期間及び開放する時間を変更することができる。

開放施設	開放期間	開放する時間
校庭	4月から11月までの土・日・祝日	午前8時から午後6時までのうち、愛好会・部活動・地域クラブ等の活動時間以外の時間
体育館	4月から翌年3月まで	午後7時から午後9時まで
柔剣道場	4月から翌年3月まで	午後7時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間は開放しない。

- (1) 学校行事等において支障のある期間
- (2) 災害発生時の避難所として開設している期間
- (3) 選挙の投票所として開設している期間
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの期間

(利用団体登録の有効期間等)

第3条 利用団体登録（以下、「団体登録」という。）の有効期間は、教育委員会が団体登録を承認した日から当該年度の3月31日までとする。

2 翌年度の団体登録の申請は、前年度の11月1日から受付を開始する。

(団体登録等の方法)

第4条 規則第7条第2項に規定する団体登録の申請は、「八戸市電子申請サービス」を使用する方法により行うものとし、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が必要と認める場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書きに定める場合にあっては、規則第7条第2項に規定する団体登録の申請は「学校施設開放団体登録申請書（別記第1号様式）」を教育委員会に提出し承認を受けなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請がされたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、「学校施設開放団体登録承認書（別記第2号様式）」を交付する。

4 承認を受けた団体（以下、「登録団体」という。）は、登録申請内容に変更があったときは、「学校施設開放団体登録事項変更申請書（別記第3号様式）」を教育委員会に申請し承認を受けなければならない。

5 教育委員会は、前項の申請がされたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、「学校施設開放団体登録事項変更承認書（別記第4号様式）」を交付する。

6 規則第7条第1項の要件を満たさなくなった場合、又はシステムを使用する必要がなくなった場合は、「学校施設開放団体登録廃止申請書（別記第5号様式）」を教育委員会に提出しなければならない。

7 教育委員会は、前項の規定により申請があった場合は、団体登録の廃止を行う。

(重複登録の禁止)

第5条 同一の団体（一方の団体構成員の過半数が他方と同一の場合のほか、団体構成員、活動内容等から教育委員会が実質的に同一団体であると判断した場合を含む。）が重複して団体登録を受けることはできない。

2 同一の団体について重複して団体登録がなされていることが明らかになったときは、教育委員会は、それらの団体登録のうち最新のものを除き団体登録を抹消することができる。

(利用の許可)

第6条 規則第8条第1項に規定する学校施設の利用申請は、「八戸市学校施設開放予約システム（以下、「予約システム」という。）」を使用する方法により行うものとし、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、教育委員会が必要と認める場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書きに定める場合にあっては、規則第8条第1項に規定する利用申請は「学校施設開放利用申請書（別記第6号様式）」を教育委員会に提出し許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請がされたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、「学校施設開放利用許可書（別記第7号様式）」を交付する。

4 許可を受けた利用団体は、当該利用を中止する場合は「学校施設開放利用中止届（別記第8号様式）」を教育委員会に提出しなければならない。

(利用申請の期間)

第7条 利用申請の期間は、次の各号の利用団体区分に応じて設定する。

(1) 小・中学生を主な対象とした活動を行う利用団体 利用希望日の属する月の3か月前の3日から3日前まで

(2) 高校生以上を主な対象とした活動を行う利用団体 利用希望日の属する月の2か月前の5日から3日前まで

2 翌年度の利用申請は、前項第1号については前年度の1月3日から、同第2号については前年度の2月5日から受付を開始する。

(利用申請枠の範囲)

第8条 利用団体は、前条第1項各号の規定による申請期間内に単一又は複数の開放校及び開放施設数にかかわらず、1か月当たり合計で最大12枠まで申請することができる。

(利用団体の決定)

第9条 利用団体は、先着順で決定する。

(利用報告)

第10条 利用団体は、開放施設利用後は予約システムにより速やかに利用報告をしなければならない。ただし、教育委員会が必要と認める場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書きに定める場合にあっては、「学校施設開放利用報告書（別記第9号様式）」を教育委員会に提出しなければならない。

(遵守事項)

第11条 利用団体は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 利用許可を受けた団体以外の団体に権利を譲渡、転貸しないこと。

(2) 利用時には必ず18歳以上（高等学校等の在籍者を除く。）の責任者を置くこと。

- (3) 利用許可された場所以外に立ち入らないこと。
- (4) 屋内では、上履きに履き替えること。
- (5) 利用開始時の準備は開始時間以降、終了時の片付けは終了時間までに行い、利用許可時間外の利用をしないこと。また、利用後は、学校敷地内から速やかに退出すること。
- (6) 騒音防止を徹底し、近隣住民に迷惑をかけないこと。
- (7) 駐車場を利用するときは、決められた場所に車を止め、他の車の通行を妨げることをないように安全に配慮すること。
- (8) 学校の敷地内で喫煙をしないこと。
- (9) 水分補給以外は、原則、飲食をしないこと。
- (10) 使用した道具や備品等は、元の場所に戻すこと。
- (11) 利用後は、トイレ、器具庫等を含め使用した場所を清掃し、ごみは持ち帰ること。ただし、体育館フロアは水拭きせずに、備付けのモップ等で乾拭きすること。
- (12) 責任者は、上記のほか鍵の閉め忘れ、照明の消し忘れ、窓の閉め忘れ、トイレの清掃、ごみ拾い等、全て確認してから退出すること。
- (13) 校庭利用後は、レーキやトンボなどで整地すること。
- (14) 雨で校庭がぬかるんでいるときは、使用しないこと。
- (15) 施設利用中にけが、盗難、その他の事故が発生したときは、教育委員会の責めに帰すべき場合を除き、その責めを負うこと。
- (16) 学校施設又は設備を損傷し、又は滅失した場合は、教育委員会の指示に従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をすること。
- (17) 八戸市小学校スポーツ活動・中学校運動部活動の指針に準じ、適切な休養日、活動時間に配慮すること。

附 則

この実施要綱は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施要綱は令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則

この実施要綱は令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

【関係法令】

【学校教育法】

第百三十七条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる

【社会教育法】

第四十四条 学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長若しくは理事長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。

【スポーツ基本法】

第十三条 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条第 2 項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。